

特定非営利活動法人 ACS アシストコミュニティ静岡 定款

平成 29 年 4 月 3 日

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 ACS アシストコミュニティ静岡という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を静岡県沼津市大岡 2 6 1 番地の 9 に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、宗教的及び政治的に中立な立場を重んじ、個人法人を問わず起業を目指している人たちが及び、起業して企業経営者となった人たちに対して、企業経営に必要な知識と情報を提供し、それぞれの事業計画に基づいて滞りなく進めることができるように、実務、経営と心理の総合面からのサポートとコンサルに関する事業を行い、地域コミュニティとの連携を積極的に図ってビジネスマッチングを加速させ、起業を通して地域を活性化することに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第 2 条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (2) 情報化社会の発展を図る活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - 1) 起業家を育成する事業
 - 2) 企業経営者向け経営全般に関する教育事業
 - 3) 地域活性化促進事業
 - 4) 普及啓発事業
 - 5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
 - 1) イベント企画事業

2) 広告事業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、前項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、前項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、この法人の定款及びその他の規程を遵守する。尚、この法人が提供するサービスを受ける場合は、別に利用会員となることができる。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助(協力)するために入会した個人及び団体で、この法人の定款及びその他の規程を遵守する。尚、この法人が提供するサービスを受ける場合は、別に利用会員となることができる。
- (3) 利用会員 この法人のサービスを利用するために入会した個人及び団体で、この法人の定款及びその他の規程を遵守する。尚、正会員又は賛助会員を兼ねることができる。

(入 会)

第7条 会員の入会については、この法人が定める定款を遵守して理事長が入会の可否を判断する。

- 2 この法人への入会手続は、次の号にしたがって行うものとする。

- (1) この法人に入会しようとする者は、「特定非営利活動法人 ACS アシストコミュニティ静岡入会申込書」(以下、入会申込書という)に必要事項を記載して持参、郵送、FAX等によりACS事務局に提出する。尚、この法人が運営するWEBサイト上の「専用入会フォーム」に必要事項を入力して申し込むことを妨げない。
- (2) 入会申込書の提出を受けたACS事務局は、速やかに理事長の承認を得なければならない。
- (3) 理事長の承認後、第8条に定める年会費の納入をもって会員の資格を得るものとする。
- (4) 入会を認めない時は、速やかにACS事務局が理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

- 3 この法人への入会を承認する場合は、次の号の条件を勘案して決定する。

- (1) この法人の事業に賛同し、この法人が定める定款及びこの法人又は会員が開催・運営する「各種イベントの運営規約」を遵守し、かつ、この法人の事業に協力する意思がある。
- (2) 知的財産が重要な基本財産権であるとの認識を有し、他人の財産権を侵さないと誓約できる。
- (3) 法人・団体においては、公序良俗、かつ、国内外の法令に反せず、健全な意識および行動規範を有して経営にあたっている。
- (4) 個人においては、公序良俗、かつ、国内外の法令に反せず、健全な意識および行動規範を有して

いる。

- (5) この法人の会員に対して、他の団体等への勧誘行為をしない。
- (6) この法人の組織運営を不当に攪乱させ、社会通念上秩序を混乱させる行為を行わないと誓約できる。
- (7) (1)から(6)の確認は、「入会申込書」及び「専用入会フォーム」、その他、面接、会社（団体を含む）紹介パンフレット、ホームページ等により行う。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 会費の起算はこの法人の事業年度に合わせ、当該事業年度の4月1日から翌年3月31日までとし、年会費一括払いを基本とし、いかなる理由があっても返金されない。

（法人会員の組織変更）

第9条 法人である会員は、その法人に合併・組織変更が発生した場合には1ヶ月以内にACS事務局に申し出なければならない。

- 2 前項による合併・組織変更において、その権利義務を継承する新たな法人及び団体が前法人・団体の会員としての資格・権利義務の継承を希望する場合でも、新たに入会手続きを行わなければならない。
- 3 前項における権利義務を継承する法人が既に会員であった場合、又は理事会の承認を得た場合には、理事長が当該法人に対して必要な資料の提出を求めることができる。

（会員の資格の喪失）

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退 会）

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届をACS事務局に提出して、任意に退会することができる。

（除 名）

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至った時は、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は、この法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) 会員規約に違反したとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人
- (2) 監事 1人

- 2 理事のうち、1人を理事長とする。
- 3 理事は、この法人の職員を兼ねることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちにはそれぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は、当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表しその業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。
- 3 理事長以外の理事は理事長を補佐し、理事長に事故ある時又は理事長が欠けた時は、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

と。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、次条に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至った時は、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められる時。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった時。

(報酬等)

第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で、総会の議決を経て報酬を受けることができる。

2 役員がその職務を執行するために費用が発生した場合は、事前又は事後に理事会の承認を得て、これの弁償を受けることができる。

3 理事長と監事を除く役員がこの法人のために労働する場合は、総会の議決を経て役員給料を受けることができる。

(職員)

第20条 この法人に、ACS事務局長その他の職員を置くことができる。

2 前項の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び役員報酬、役員給料
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集及び形態)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった時は、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は、電子メール等をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

4 会議の場所は前項の他、インターネット回線を利用したWEBミーティング等のオンラインでの参加も可とする。

(議 長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は、電子メール等をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、書面又は、電子メール等により正会員全員が同意の意思表示をしたこと

により総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算の決定及び変更
- (2) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他、この法人の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (3) ACS 事務局の組織及び運営
- (4) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (5) 総会に付すべき事項
- (6) 暫定予算
- (7) 予備費
- (8) 役員による利益相反取引
- (9) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 前項第 11 号の取引を行う役員は、当該取引について重要な事実を開示して理事会の承認を受けなければならない。また議事の決議に参加できない。

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第1項第2号及び第3号の規定による請求があった時は、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 4 会議の場所は前項の他、インターネット回線を利用したWEBミーティング等のオンラインでの参加も可能とする。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

2 金融機関及びその他の個人団体からの1年を超える借り入れは認めない。

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び活動予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、理事長は理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の変更)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じた時は、理事会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとする時は、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する次の事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散する時は、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとする時は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑 則

(細 則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	中村由美子
理 事	秋山 幸徳
同	久留島和太
同	丹羽 好美
同	中村 信一
監 事	早川 禎一

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成30年

3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第49条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成30年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

会員種別	入会金	年会費	備考
正会員	0円	0円	利用会員の会費は、 「1,000円×入会月から翌年3月までの月数」 の総額を一括払いとする。
賛助会員	0円	0円	
利用会員	5,000円	12,000円	

以上